

2019 年度版復元問題集 SA 実務編

■p. 142 No. 19 (3) 解説

解説全文を以下のように訂正（差替え）いたします。

「妥当。追越しとは、車両が他の車両に追いついた場合において、その進路を変えて、その追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。前車が停止しているとき、又は停止しようとしているときに、進路を変えてその側方を通過しても追越しとはならない。」

■p. 361 生活安全 No. 4 (4) 解説

解説全文を以下のとおり差し替えます。

「妥当。不正アクセス禁止法においては、サイバー犯罪に関する条約の要請に基づき、不正アクセス罪（同法 3 条、11 条）や不正取得罪（同法 4 条、12 条 1 号）など一定の範囲で、条約による国外犯処罰規定が設けられているが（同法 14 条）、識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止（いわゆるフィッシング行為の禁止、同法 7 条、12 条 4 号）はこれに含まれていない。しかし、枝文の場合は、構成要件の一部をなす行為が日本国内で行われていることから、たとえその結果が国外でのみ生じたとしても、行為者は国内犯として処罰される（刑法 1 条 1 項、8 条）。」

■p. 361 No. 4 (5) 解説

解説全文を以下のとおり差し替えます。

「妥当。平成 30 年の改正前は盗撮行為の規制場所を、公共の場所・公共の乗物、公衆便所、公衆浴場、公衆が使用することができる更衣室、公衆が通常衣服の全部又は一部を着けないうち状態である場所としていたが、改正により規制場所を拡大し、上記場所以外の住居、便所、浴場、更衣室のほか、不特定又は多数の人が、入れ替わり立ち替わり利用する場所・乗物が追加された。この改正により、本問の「更衣室等」や「まんが喫茶の個室」も規制場所に含まれるようになった。」

（※本問No. 4 の出題当時（平成 29 年）では、妥当でない枝文として正解が（5）でしたが、その後の平成 30 年改正に伴い、枝文（5）は正しい内容の枝文となったため、本問はゼロ解答（妥当でない枝文はなし。）となりました。）